

多元的国家論による主権批判

高山 巖*

これまで検討してきた古典的主権論争は、〈絶対性〉、〈不可分性〉といった主権概念を構成する諸属性の解釈並びにそこから派生する諸問題をめぐる論争であった。しかるに、20世紀にはいと全体としての主権概念そのものの有効性並びに限界を直接組上りにのせる論考が現れ、この傾向は現在ますます強まりつつあるといえる。本稿では、それらの中から1910-20年代の英国の政治理論を代表する多元的国家論を取り上げ、その主権批判がいかなる論拠に基づくものであったのかについて検討してみたい。

1. 一元論と多元論

多元的国家論(the pluralistic state)という呼称は英国のH.ラスキに由来する。彼はそれを国家一元論(the monistic theory of the state)の対極概念として用いた¹。国家一元論とは、ボーダン、ホブズ、ルソー、ヘーゲル等によって代表される見解で、主権の諸属性(最高、絶対、不可分)を重視することによって、国家の国内他集団に対する優越性を強調する国家観を指す。ラスキはこのような一元論を批判すべく彼の多元的国家論を展開したのであった。多元的国家論という呼び方とは別に多元主義的政治理論(political pluralism)という言い方もある。しかし、この場合には、米国のA.ベントレーにまで遡る集団理論も含まれることとなり、内容も多様化する。われわれの関心はあくまでも主権批判の問題にしぼられているので、それを特徴とする政治思想ということからラスキの多元的国家論に注目したわけであるが、ちなみに、ラスキは(その思想遍歴は別として)英国の多元主義的政治理論の流れに属していた政治学者であったことから、G.D.コールやJ.フィッグス、

R.マッキヴェーそしてラスキ等に代表される英国の多元主義的政治理論をわが国では多元的国家論と呼ぶようであり、本稿もその語法に従っている。

D.ニコルズは英国の多元主義的政治理論(即ち、多元的国家論:以下、多元論と表記)の見解の特徴として以下の三点を挙げている²。1).個人の自由こそが最も重要な政治的価値であり、それは権力の分散によって確保される。2).集団は“人格”(person)と見做されるべきである。3).国家主権の観念は拒絶されるべきである。ところで、二番目の特徴である集団の“人格性”であるが、ここで言う人格性とは、通常の法解釈における法人格性とは意味を異にし、集団が実際に通常の個人と同様に“人格”を有し、その“人格”はその集団に固有のものであって、その集団を構成している個々人の人格の総和以上の何かであると説明されるような人格性である。多元論に属する論者の多くがこの見解に立っていたことは事実であるが、これをもって多元論の特徴とすることは当面のわれわれの目的にとって有益とは思われない。というのは、この意味における集団の“人格性”を認めることと、第一の特徴である個人の自由の尊重、並びに、第三の特徴である主権概念の拒絶とが、論

* たかやま・いわお
埼玉大学名誉教授、国際関係論、比較政治学

理的にどのように結びつくのか全く不明だからである。そこで一つの提案をしたい。それは、より有意的と思われる別の特徴を、ニコルスが挙げている“人格性”のそれと代替することである。では、そのような特徴とは何か？それは「国家と社会の区別」のそれである。これは、かつて、中島重氏が「英国における新国家論」として英国の多元論を日本に紹介した際、E.T. ハーンショーの指摘に基づきこの多元論の特徴として挙げたものであるが³、これをもってニコルスの“人格性”の特徴と代替することにより、ニコルスの挙げる他の二特徴と内容的に関連しつつ、しかもわれわれの論考にとっても有益でありうる視座が準備されたと言いうるであろう。

多元論は社会における集団の果たす役割を重視する。様々の自立的な集団が自己の利益・信条・役割に基づく目標を達成すべく並存している社会は発展的な社会といえる。人はそれら集団に加入することによって、バランスのとれた個性と社会性とを形成することが出来るのである。しかし、集団の重要性を強調することは集団主義の助長につながるのか？この疑問に対してマッキヴェーは、個人が自立的で複数の集団に同時的に加入することにより、個人の帰属意識・忠誠心が分散するため、ある特定の集団による個人の“併呑”が防止されうるとみる⁴。これは、後年、米国の多元主義・政治学者 W. コーンハウザーが「集団の多数性」と「加入の多数性」を区別した際の、後者の効果を先取りした見解だったと言えよう⁵。多元論が集団主義とまったく無縁であることはラスキの以下の言葉が示す通りである。「先ず第一に人間自身、最後まで同化されぬ人間が存在する。彼にとっては他の人間からの独在(isolation)、守るためには死をいとわぬ退隠が、あらゆる犠牲にかけて重要である」⁶。また、マッキヴェーも、個人の自律性を確証するものとしての「良心」の役

割を重視し、良心こそは倫理的判断における究極的な控訴院(ultimate court of appeal)であると述べている⁷。また、以上に加えて、自由の問題にも触れておけば、多数の自立的な集団が並存することは、社会の権力を分散させるという意味でも、また上の「加入の多数性」効果という点からも、或る特定の集団—例えば国家—による過大な権力の独占・行使が困難となる状況を作り出すことから、自由の確保にとって不可欠の条件であると考えられる。

しかるに、国家一元論は社会集団の存在意義に関してむしろ否定的な立場を取る。ラスキは「国家以外の結社は疾病の現われにほかならないというホブズの主張」⁸に言及しているが、ホブズは、『リヴァイアサン』の「コモンウェルスを弱めまたはその解体にいたることがらについて」と題する章において「...組合(corporations)がひじょうに多いこともそうであって、それらは、いわば、大きなコモンウェルスの腹中の多数の小コモンウェルスであり、自然人の内臓のなかの腸虫のようなものである」⁹と述べていたのである。このような見解の背後には、無制約—絶対性—を特徴とする主権のもとに社会全体を一元化することこそ緊要とする国家観があると多元論は見る。従って、そのような国家観を支えている絶対主権の観念そのものが個人の自由確保を重視する多元論の批判の対象となるのである。ラスキは言う。「『客観的には、政府への無条件の忠誠を成員に要求し、そういう忠誠を思いのままの権力で強制する絶対的独立的な主権国家という観念は、人類の利益と相容れない」¹⁰。また、マッキヴェーも、絶対主権に関連して、「...無制約の主権の観念は危険な程に誤っている。政府に社会奉仕の能力を超える程の権力を帰属させることは、すべての専制政治を助長してきた重大な誤謬である」¹¹と述べている。では、多元論による主

権批判は、個人の自由の擁護という目的に加えて、どのような政治社会学的な論拠に基づいているものなのか、この点を「国家と社会の区別」の視点から検討してみよう。そして、この問題はわれわれをマッキヴァーの「コミュニティ (community) とアソシエーション (association)」の区別に関する考察へと導く。

2. コミュニティ、アソシエーション、国家 state

マッキヴァーは意欲する人間の間相互依存作用に基づく関係が生まれる時、そこに“社会的なるもの(the social)”の概念が成立すると見る¹²。かくして、一定の空間の下で様々の動機に基づき他者との関係性を形成・維持する共同生活の場が出現するが、このような場をマッキヴァーはコミュニティと呼ぶ¹³。まさに、それは“社会的相互依存関係のネットワーク”の世界である¹⁴。コミュニティの邦訳としては、辻清明氏の“基盤社会”がもっとも分かりやすく、また、核心をついていると思われる¹⁵。村落、都市、国(くに)等々はすべてこの意味においてコミュニティである。また、それを世界全体にまで拡大すれば人類共同体としてのグローバルなコミュニティ概念が得られる¹⁶。コミュニティの発達はその内部に様々のアソシエーションを生み出す。人は精神的・物質的利害関心を同じくする他者と協力しなければ自己の目的を達成出来ない。この目的の為にいわば人為的に形成されるのがアソシエーションである。コミュニティが自然発生的傾向を強く持つとは対照的である。教会、ギルド、学校、病院、企業、政党、...等々はすべてこの意味におけるアソシエーションである。

以上を念頭において、マッキヴァーの国家観について概観してみよう。マッキヴァー学説の

特色の一つは国家をアソシエーションの一つとして位置づけた点にある。他のアソシエーション同様それは自然発生的存在ではなく、コミュニティ内部の人間の意欲・利害関心に基づく価値・目的達成の為に作り出されたものである。従って、それはコミュニティ内存在であり、論理的にはコミュニティは国家に先行している。しかし国家が他のアソシエーションと異なるのは、社会構成員すべてを強制しうる実力を独占していること、また、構成員に自由脱会がみとめられていないことである。そしてマッキヴァーはこの相違を極めて重視する。全てのアソシエーションの中で国家は最も持続的且つ包括的で、しかも完全なそれであり¹⁷、“組織のなかの組織”(organizaion of organizations)と呼ぶにふさわしいものである¹⁸。そして、同じ多元論者であるラスキをマッキヴァーが批判するのもこの点である。ラスキも国家はアソシエーションの一つであると宣言する点でマッキヴァーと同様であり¹⁹、且つ、社会はこれらのアソシエーションからなる連邦的(federal)な結合体であるべしと論じたが²⁰、国家に特別の役割を認めずそれは他のアソシエーションと全く同等であるとの前提の上に次のようにも述べた。—「近代の主権論は...政治組織の理論である。あらゆる社会秩序には、単一の終局的帰属中心が何かなければならず、承服される決定的な一言をあたえて論争を解決しうる権力が何かなければならぬ、とその論は主張する。このような見解は後で述べるように、政治的な角度から言えば正確さは全く疑わしく、すくなくとも、危険な道徳的結果をもたらすこともありうる。もしすべての主権概念が放棄されたら、政治学にとって永続的な恩恵であろうということを、私は本章に説くつもりである」²¹。マッキヴァーは、社会が連邦的であるべしとするラスキの指摘に基本的に賛同しつつも、国家を他のアソシエーシ

ョンと完全に同等視し国家の特殊性を何ら認めないラスキの見解には異を唱えて次のように述べる。－「しかし、連邦には常に中心的機関がある。国家以外のどこにそれは見出しうるのか？国家においてである。そうとすれば、国家は連邦化されたアソシエーションのなかの単の一つに過ぎないとは言えないだろう」²²。かくして、マッキヴァーにおいて国家は次のように定義される。－「国家とは、法に基づく強制力を付与された政府を通じて行動し、且つ、明確に境界設定されたコミュニティ内部において社会秩序の一般的・外部的条件を維持するところのアソシエーションである」²³。

国家はこのような特殊なアソシエーションではあるが、限定された目標の為に形成された機関である点では他のアソシエーションと何ら異ならない。従って、国家はあくまでもコミュニティの利益と福祉を守りそれに奉仕する為の用具(instrument)以上のものではなく²⁴、この自己の境界を越えて国家が行動し始める時、個人の自由は危機にさらされる。国家の活動がどのような方向を辿るかは、人々の国家観によって決まる。古代・中世を通じて、国家とコミュニティの相違の問題は人々の意識に上らず、両者は同一視されていた。主権概念の登場は、一面において国家を中世的桎梏から解放したけれども、絶対主権の概念に立脚する国家一元論は、国家をコミュニティ内のアソシエーションの一つとする観点の形成には向かわず、それどころか国家を「絶対不動の自己目的」(ヘーゲル)の地位に押し上げるに至った。こうなると国家は本来の自己に課せられた役割を超えて社会の全領域に介入しうる存在となり、個人の内面世界もその介入を免れない。絶対不動の自己目的に関連してヘーゲルは次のように続ける。－「この目的において自由はその最高の権利を得るが、他方、この究極目的も個人にたいして最高の

権利をもつから、個々人の最高の義務は国家の成員であることである」「国家の個性性の為に犠牲になることは、国家に対するすべてのひとの実体的関係であり、従って普遍的義務である」

「だからわれわれは国家を地上における神のごとく崇拝しなければならない」²⁵。これをマッキヴァーの「人は国家の一員ではあるが、それ以上の存在でもある」²⁶と対比することには意義があろう。

ルソーの一般意志論も国家のアソシエーションとしての性格を見誤った具体例としてマッキヴァーの批判の対象となる。ルソーにおいて主権とは一般意志の行使そのものを意味するが²⁷、ルソーは「一般意志は誤ることが出来るか」と問い、「出来ない」と断じた²⁸。ところで、一般意志が確定されるのは投票における多数決によってであるが²⁹、この点についてルソーは次のように言う。－「だから投票の数を計算すれば、一般意志が表明されるわけである。従って、わたしの意見に反対の意見が勝つときには、それは、わたしが間違っていたこと、私が一般意志だと思っていたものが、実はそうではなかった、ということを実証しているにすぎない」³⁰。この箇所を解説する為にマッキヴァーは、政治的・法的主権(political-legal sovereignty)と道義的主権(moral sovereignty)の区別という問題設定をする。前者は多数決によって表明された意志が法として拘束力を持って執行される場合の意志である。後者はその意志が道義的に正しいか否かを判断する個人の内面良心の意志である。現実には、両者は必ずしも一致しない。私の意見が負けたとしても、「それは、わたしの意見がまちがっていること...を...証明している」とは限らない。多数派の意見が道義的につねに正しいとはいえないからである。しかるに「一般意志は誤ることは出来ない」と断ずることは、道義的判断に関するわたしの意志の自律性の否定に

つながる。自由を尊重する現実の社会においては、法が制定された後も、その法に反対の意志表示をする自由は保障されていなければならない。ルソーにおいてこの自由は保障されていると言えるのか？ここでマッキヴァーは『社会契約論』における「市民の宗教について」の次の一節に注目する。ルソーは言う。－「そこで、主権者がその項目をきめるべき、純粹に市民的な信仰告白がある。それは厳密に宗教の教理としてではなく、それなくしてはよき市民、忠実な臣民たりえぬ、社交性の感情としてである。それを信ずることを何人にも強制することはできないけれども、主権者は、それを信じないものは誰であれ、国家から追放することができる。主権者は、彼らを不信心な人間としてでなく、法と正義を誠実に愛することのできぬものとして、非社会的な人間として、また必要にさいしてその生命を自己の義務に捧げることのできぬものとして、追放することができるのである。もしこの教理を公に受け入れたあとで、これを信ぜぬかのように行動するものがあれば、死をもって罪せらるべきである」³¹。『社会契約論』の側からすれば、ひとは社会契約において一般意志に服従することを約束しているのであるから、一般意志の内容が確定した後に、なおそれに反対し続けるとすれば、「彼は、最大の罪をおかしたのだ、法の前につわったのである」³²ということになる。しかし、マッキヴァーの側からすれば、政治的・法的な主権と道義的主権は区別されるべきものであるが故に、前者において一般意志が確定をみた後にも、人は後者に立って、即ち彼自身の良心がもしそう命ずるならば、一般意志の内容に反対の意志表示をする自由があり、またその自由が保障されているべきである、ということになる。この自由を否定することは、国家が人の内面の世界に介入することを許すことになるとともに、これは、国家

が自己の役割を踏み越えることを意味する。こうしたことが起こってくるのは、絶対主権概念によって国家の至高性が強調されるからであり、マッキヴァーが絶対主権そのものを強く批判した理由も正にその点にあったと言えよう。国家は「絶対不動の自己目的」などではなく、あくまでもコミュニテイの価値と利益に奉仕する用具・手段としてのアソシエーションである、これがマッキヴァーの、ひいては、多元的国家論そのものの国家観を貫く基本的主張だったのである。

以上

<注>

- 1 H.ラスキ『主権の基礎』(orig.1921: 渡辺保男訳、中央公論・世界の名著60『バジヨット・ラスキ・マッキーヴァー』、辻清明編、1970)、pp.396-7.
- 2 D.Nicholls, *Three Varieties of Pluralism*(St. Martin's Press, 1974), p.5.
- 3 中島重『改訂・多元的国家論』(二条書店、1946)、pp.95-7.
- 4 R.MacIVER, *The Moern State*(orig.1926: Oxford Univ. Press, 1964), p.491.
- 5 W.コーンハウザー『大衆社会の政治』(orig.1959: 辻村明訳、創元新社、1961)、p.94参照。
- 6 H.ラスキ『政治学大綱』(orig.1925: 日高明三・横越英一訳、法政大学出版局、1952)、上巻、p.348.
- 7 R.MacIVER, *Community: A Sociological Study* (orig.1917: Frank Cass & Co.,1970), p.324.
- 8 ラスキ、前掲『主権の基礎』、p.398.
- 9 T.ホッブス『リヴァイアサン<国家論>』(orig.1651: 水田洋・田中浩訳、河出書房新社、1966)、第29章、p.219.
- 10 前掲邦訳・『政治学大綱・上巻』、p.103.
- 11 MaCIVER, *The Modern State*, p.468.
- 12 MaCIVER, *Community*, p.6, 29.
- 13 *Ibid.*, p.22, 171.
- 14 *Ibid.*, p.29.
- 15 辻清明、「現代国家における権力と自由」『世界の名著・バジヨット・ラスキ・マッキーヴァー』(中央公論社、1970)、p.55.
- 16 MacIVER, *Community*, p.23.

- 17 Ibid., p.25.
- 18 Ibid., p.138
- 19 前掲邦訳『政治学大綱・上巻』, pp.12-3.
- 20 H. Laski, *The Foundations of Sovereignty and Other Essays*(orig. 1921; in P.Q.Hirst[ed.], *The Pluralistic Theory of the State: Selected Writings of G.D.H.Cole, J.N.Figgis, and H.J.Laski*, Routedledge, 1989), pp.137-8, 155.
- 21 前掲邦訳『政治学大綱・上巻』, p.79.
- 22 MacIVER, *Community*, p.46. fn.1.
- 23 MacIVER, *The Modern State*, p.22.
- 24 MacIVER, *Community*, p.258: *The Modern State*, p.5, 451-2. なお、これはラスキの見解でもある。ラスキ、前掲邦訳『政治学大綱・上巻』, p.133.
- 25 G.W.F.ヘーゲル『法の哲学』『世界の名著・ヘーゲル』(藤野渉・赤澤正敏訳、中央公論社、1967)、258、325、272節; pp.479-80, 584-5, 519.
- 26 MacIVER, *Community*, p.325.
- 27 J.J.ルソー『社会契約論』(orig.1762: 桑原武夫・前川貞次郎訳、岩波文庫、1954)、第二編・第一章、p.42.
- 28 同、第二編・第三章、p.46. なお、マッギヴァーの論及箇所は、Appendix B, "Acriticism of the Neo-Hegelian Identification of `Society` and `State`"(Extract from an article contributed to "The Philosophical Review" of Jnuary 1911), in *Community*, p.428.
- 29 同、第四編・第二章、p.150
- 30 同。
- 31 同、第四編・第八章、p.191.
- 32 同、pp.191-2.